様式第二十三（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消し通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

平成　年　月　日付けで認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第25条第２項及び第３項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十四（第16条関係）

認定事業再編計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日

２．認定を取り消された事業者名

３．認定取消しの理由

（記載要領）

１．認定取消しの理由

⑴　法第25条第２項及び第３項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

⑵　事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十五（第17条関係）

特定事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名　　印

産業競争力強化法第26条第１項の規定に基づき、特定事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定事業再編の目標

２．特定事業再編の内容

３．特定事業再編の実施時期

４．特定事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

５．特定事業再編に伴う労務に関する事項

６．その他

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定事業再編の目標

⑴　特定事業再編に係る事業の目標（特定事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

⑵　生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第１号。以下「事業再編実施指針」という。）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．特定事業再編の内容

⑴　特定事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　計画の対象となる事業の内容及び組み合わせる二以上の事業者それぞれの経営資源の内容を明記する。

②　当該二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することについて、二以上の事業者それぞれについて、特定会社の成長に不可欠な経営支援を行う方法（事業再編実施指針四イ⑴に規定する方法）について、その具体的内容を要約的に記載する。

③　①の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該特定事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　当該特定事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

⑵　特定事業再編を行う場所の住所を記載する。

⑶　特定会社の名称及び当該特定会社が法第２条第12項第２号のいずれかであることの説明を記載する。また、特定事業再編を実施するための措置（法第２条第12項第１号）を実施した後の、二以上の事業者それぞれの特定会社に対する出資比率を記載する。

⑷　別表１により、特定事業再編を実施するための措置の内容については、法第２条第12項第１号に掲げる事業活動に照らして記載する。

①　特定事業再編を実施するための措置が、法第２条第12項第１号イからホまでのいずれに該当するのかを記載したうえで、その具体的内容を記載する。

②　特定事業再編を実施するための措置が法第２条第12項第１号ニに該当する場合、事業再編実施指針四イ⑵に規定するいずれかに該当しないことについても記載する。

③　特定事業再編を実施するための措置が法第２条第12項第１号ホに該当する場合、事業再編実施指針四イ⑶に規定する事項について記載するとともに、当該二以上の事業者間の契約書を添付する。

④　特定事業再編を実施するための措置が法第２条第12項第１号イ、ハ、ニ又はホのいずれかに該当する場合、本申請書に完全子会社として記載した株式会社が一の事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社であることについて、当該株式会社の設立日以降の株主の氏名又は名称及び住所、株主の有する株式の数、発行済株式総数並びに資本金の額の変動を記載するとともに、計画申請直前の株主名簿を添付すること。

⑸　別表１により、特定会社が外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであることを、事業再編実施指針四イ⑷又は四イ⑸に規定する具体的な指標を用いて記載する。

①　外国における新たな需要を相当程度開拓する場合

イ　法第２条第11項第２号イ、ロ、ハ又はニのいずれに該当するかを記載するとともに、その内容を記載する。なお、事業再編実施指針二イ⑶から⑹までの数値基準について記載する。

ロ　事業再編実施指針四イ⑷に規定する具体的な指標数値を記載する。

②　新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓する場合

イ　法２条第11項第２号イを行う内容について記載する。なお、事業再編実施指針二イ⑶の数値基準についても記載する。

ロ　事業再編実施指針四イ⑸に規定する具体的な指標数値を記載する。